

西脇市デザイナー育成支援補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市デザイナー育成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象被雇用者)

第2条 対象被雇用者は、市内に住所を有する者（次条の補助対象者に雇用され市内に住所を有することとなる者を含む。）で、デザイナー等で起業を目指す意思をもって織物産業に関する知識及び技術を修得しようとするものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 対象被雇用者の受入れに関し、播州織産元協同組合、播州織工業組合、一般社団法人兵庫県繊維協議会、播州織整理加工協会、兵庫県繊維染色工業協同組合又は西脇商工会議所のいずれかから推薦を受けていること。
- (2) 対象被雇用者を平成27年4月1日以降に雇い入れること。
- (3) 市内に事務所又は事業所を有していること。
- (4) 市税等（市民税その他の市税、介護保険料、水道料金、下水道使用料等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (5) 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象被雇用者に係る人件費及び対象被雇用者の育成に係る指導料の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で定める。ただし、対象被雇用者1人当たり1月につき150,000円を限度とする。

2 補助対象期間は、対象被雇用者1人につき3年を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、西脇市デザイナー育成支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 商業登記事項証明（補助対象者が法人の場合に限る。）
- (3) 確定申告書の写し（補助対象者が個人の場合に限る。）
- (4) 市税等の納税証明書及び市税等に関する誓約書兼調査承諾書（様式第3号）

- (5) 被雇用者の住民票の写し
- (6) 被雇用者の履歴書の写し
- (7) 播州織産元協同組合、播州織工業組合、一般社団法人兵庫県繊維協議会、播州織整理加工協会、兵庫県繊維染色工業協同組合又は西脇商工会議所のいずれかの推薦書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による申請の受付を行うものとし、予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、西脇市デザイナー育成支援補助金交付決定書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、西脇市デザイナー育成支援補助金交付（概算払）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付手続等)

第8条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付申請手続等は、西脇市補助金等交付規則（平成17年西脇市規則第45号）に定めるところによる。

(帳簿等の保存期間)

第9条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を、当該補助事業の完了の日から起算して、5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

(報告及び書類の提出の請求)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 平成32年3月31日以前において、第6条の規定により交付決定を受けた事業者に対する第4条から第10条までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同日後もなお、その効力を有する。

附 則 (平成28年10月31日告示第260号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第80号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

西脇市デザイナー育成支援補助金交付申請書

年 月 日

西脇市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

⑩

西脇市デザイナー育成支援補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことに相違ありません。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 商業登記事項証明（補助対象者が法人の場合に限る。）
- (3) 確定申告書の写し（補助対象者が個人の場合に限る。）
- (4) 市税等に関する誓約書兼調査承諾書（様式第3号）
- (5) 被雇用者の住民票
- (6) 被雇用者の履歴書の写し
- (7) 播州織産元協同組合、播州織工業組合、一般社団法人兵庫県繊維協議会、播州織整理加工協会、兵庫県繊維染色工業協同組合又は西脇商工会議所のいずれかの推薦書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業名		西脇市デザイナー育成支援事業		
施行事業	経費の区分	事業内容	金額	備考
雇用期間		年 月 日から 年 月 日まで		
被雇用者	氏名			
	住所			
事業の目的				
事業効果				
その他参考事項				

様式第4号（第6条関係）
西脇市指令第 号

住所又は所在地 _____
氏名又は名称 _____
及び代表者名 _____

西脇市デザイナー育成支援補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、西脇市デザイナー育成支援補助金交付規程第6条の規定により通知します

年 月 日

西脇市長 印

1 補助金の額 金 _____ 円

2 条 件

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

西脇市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

西脇市デザイナー育成支援補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付けで交付の決定のあった西脇市デザイナー育成支援補助金について、次のとおり概算請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		